

悪質リフォーム事犯(点検商法)に注意!

日吉駅前だより

「点検商法」
とは

業者が「無料点検です」などと言って来訪し「工事をしないと危険ですよ」と不安をあおって、本来、必要のない工事を行う手口をいいます。

クーリング・オフ
制度を活用
しましょう!

契約の申し込みや締結をした場合でも、一定の期間内であれば、無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できるのがクーリング・オフ制度。



「無料診断します。」「屋根が壊れてますよ。」などなど、いきなり訪問してきて、その場で契約を勧めてくる手口が多くみられます。
すぐにその場で契約をせずに「家族と相談してから」「興味ありません。」としっかり断って、心配なら信頼できる知り合いの業者さんに相談して見てもらいましょう。
広報誌の裏面にチェックリストやクーリング・オフ制度についてもお知らせを載せているので利用してください。

トラブルにあわないために

- ▲ 突然訪問してきた購入業者は家に入れない!
- ▲ 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない!
- ▲ 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人で対応しない、絶対に目を離さない!

不審な電話や
訪問があれば、
すぐ110番!

令和8年
5月号

南丹警察署
保野田駐在所
(0771)72-0014
(小林)

5月は「自転車安全利用推進月間」です!

自転車の わがまま 気のまま 事故のもと

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

交通ルールを守って、安全運転を
心がけましょう!!
自転車の交通ルールはこちらの二
次元コードからご確認ください!

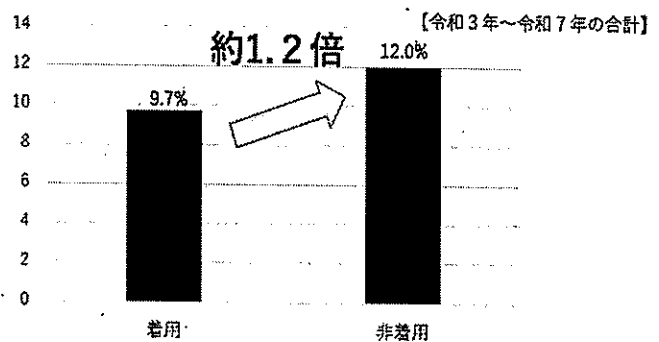


←警察庁自転車
ルールブック



すべての年齢層に対する自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されています!

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較(京都府内)



(注) 自転車乗車中の死者・負傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

ヘルメット非着用時の「頭部」損傷は、ヘルメット着用時と比べ約1.2倍高くなります。

◆ 契約前のチェックリスト

- 何をいくつ買うか、どのようなサービスを受けるのか明確ですか？
- 代金はいくらですか？ほかに今後支払う費用はないですか？
- 分割払いの場合、支払総額と支払回数・期間を把握していますか？
- 口頭での説明や約束事は、契約書に書いてありますか？
- 解約についての契約条項はありますか？
- 違約金や損害賠償などの条件を確認しましたか？
- 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名は確認しましたか？

訪問購入事犯（押し買い）に注意

高齢者等の自宅へ電話を掛け、「不要な衣類等ありませんか。」「何でも買い取ります。」などと約束を取り付け、訪問した際に、貴金属等を強引に買い取る手口です。

「不要なものを買います」「高く買います」という甘言を使って、家族が仕事で不在の時間に訪問してきます！
きっぱりと断ることと、住所や家族構成は絶対に教えないでください！



◆ クーリング・オフについて

訪問販売や電話勧誘販売等、特定の取引方法で契約した場合に、一旦申込みや契約をした後でも、一定の条件を満たせば、消費者が契約をやめることができる制度です。クーリング・オフにより契約をやめるときに、特別な理由はありません。何らかの費用を負担する必要も一切ありません。

クーリング・オフ制度について詳しくはこちら
(京都府警ホームページ)



◆ 一方的に送りつけられた商品は直ちに処分が可能に！

健康食品や海産物等の商品を一方的に送りつけ、「商品を受け取った以上、支払わなければならない。」と思わせ、代金を支払わせる手口は「送りつけ商法」という悪質商法のひとつです。

売買契約に基づかないで一方的に送りつけられた商品について、販売業者は直ちにその商品の返還を要求することができなくなり、送られた側で処分することができます。